

**令和8年6月1日から入院時食事療養標準負担額
および入院時生活療養標準負担額が下表のとおり引き上げられます**

【入院時食事療養標準負担額】

入院した場合、被保険者・被扶養者ともに、食事の給付を受けられます。

区 分			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯			510円	550円
住民税 非課税世帯	70歳未満および 低所得者Ⅱ※1	直近1年間の入院期間 が90日以内	240円	270円
		直近1年間の入院期間 が90日超	190円	220円
	低所得者Ⅰ※2		110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			300円	330円

【入院時生活療養標準負担額】

被保険者・被扶養者ともに、65歳以上の方が療養病床（慢性病の人が長期入院する病床）に入院した場合は、入院時生活療養として給付をうけられます。**1日あたりの居住費は370円から430円に引き上げられます。**

区 分				1食あたりの負担額	
				令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税 課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ※3			① 510円 ② 470円 ※4	① 550円 ② 510円 ※4
住民税 非課税世帯	65歳以上70歳未満 および 低所得者Ⅱ※1	医療区分Ⅰ		240円	270円
		医療区分 Ⅱ・Ⅲ	直近1年間の入院 期間が90日以内	240円	270円
			直近1年間の入院 期間が90日超	190円	220円
	低所得者Ⅰ※2	医療区分Ⅰ		140円	160円
医療区分Ⅱ・Ⅲ		110円	130円		
指定難病の患者 ※居住費の負担なし				300円	330円

※1 「低所得者Ⅱ」は70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯。

※2 「低所得者Ⅰ」は70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯。

※3 医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性が高い方。医療区分Ⅰはそれ以外。

※4 ①は管理栄養士等による適温食事提供等を満たす保険医療機関。②はそれ以外。